

鳥取県告示第619号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年9月9日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町大内字松ヶ滝956の1、956の4、956の5、957の1、957の3から957の5まで、字榎水高原1071の1、1071の3から1071の15まで、福兼字末鎌河原平321の1、長山字後山口北平648の2、大倉字谷奥平431の1、431の2、439の1から439の3まで、字後平470の1、字道免ヒナ平302の1、302の2、字ヒイ滝346、347、富江字清水田平643、644の1、644の2、645、647、648の1、白水字カン谷70の15、字樋ヶ谷平75の2、75の7、字蛇ヶ谷415、大坂字深山212、字仏滝234、238、239、243の2、243の3、字下モ林377の2、377の5、377の8、377の9、377の11、378の4、379、栃原字大谷平475、父原字東澁谷319の9、三部字勘部上ミ割谷ノ五879の2、焼杉字焼杉山東472の24、字焼杉山486の2、二部字堂ノ谷ノ二82の2、83、85の2、88の2、198の3、福岡字梨子木ヶ塚853の2、字ヌクヨ3958の4、字道下タ3799の1、3800の1、3801、3807、3808、字鉦場4029の2から4029の5まで、上野字カマ谷106の1、106の7、106の13、字日垣谷115の3、115の13、115の17、115の19、115の30、115の34から115の38まで、116の13、福居字清水横路742の1、742の6、743の1、743の3

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。）